

令和6年度第1回四街道市国民健康保険運営協議会

次第

日 時 令和6年7月29日(月)
午後1時～
場 所 四街道市役所
障がい者支援課2階会議室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員紹介・事務局職員紹介
5. 会長・会長職務代行選出
6. 議題
 - (1) 令和5年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）
【資料1-1、1-2】
 - (2) 令和5年度四街道市国民健康保険事業計画評価について（報告）【資料2】
 - (3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（報告）
【資料3-1～3-3】
7. その他
8. 閉 会

国民健康保険特別会計決算(5年間の推移)

資料1-1

【決算】

(千円)

歳入	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(見込み)	対前年増減額	
国保税	1,975,029	2,032,012	2,005,414	1,925,326	1,781,437	△ 143,889	
一般被保険者	1,971,690	2,030,773	2,004,803	1,924,820	1,780,966	△ 143,854	
退職被保険者	3,339	1,239	611	506	471	△ 35	
国庫支出金	203	16,970	9,600	43	238	195	
療養給付費等交付金	0	-	-	-	-	-	
県支出金	6,180,979	5,773,945	6,050,563	5,990,106	5,816,324	△ 173,782	
繰入金	一般会計繰入金	501,849	487,623	501,101	499,580	495,960	△ 3,620
	保険基盤安定	376,422	389,044	392,511	389,777	384,513	△ 5,264
	未就学児均等割	-	-	-	5,989	5,394	△ 595
	職員給与費等	72,995	48,612	52,523	49,187	47,817	△ 1,370
	出産育児一時金	25,470	22,389	15,088	12,571	16,560	3,989
	財政安定化支援	26,962	27,578	26,722	25,636	22,406	△ 3,230
	産前産後保険税	-	-	-	-	169	169
	その他	-	-	14,257	16,420	19,100	2,680
基金繰入金	254,773	1,400	57,065	100	231,136	231,036	
繰越金	25,700	7,069	5,718	15,475	18,896	3,421	
諸収入	38,391	36,661	45,968	50,290	46,768	△ 3,522	
合 計	8,976,923	8,355,679	8,675,428	8,480,919	8,390,759	△ 90,160	

(千円)

歳出	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(見込み)	対前年増減額
総務費	51,145	49,976	53,946	50,047	49,380	△ 667
保険給付費	6,119,308	5,680,610	5,928,312	5,880,638	5,751,699	△ 128,939
国民健康保険事業費納付金	2,615,621	2,470,144	2,448,054	2,363,615	2,478,885	115,270
共同事業拠出金	1	1	1	1	1	0
保健事業費	91,471	60,216	76,770	81,893	82,616	723
諸支出金	10,320	13,593	21,342	21,343	17,975	△ 3,368
合 計	8,887,866	8,274,540	8,528,425	8,397,537	8,380,555	△ 16,982

【被保険者数推移】

(人)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(見込み)	対前年増減数
一般被保険者数	20,469	19,907	19,050	17,913	16,980	△ 933
退職被保険者数	1	0	0	0	0	0
合 計	20,470	19,907	19,050	17,913	16,980	△ 933

【国保税徴収率推移】

(%)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(見込み)	対前年増減数
現年課税分	89.7	90.7	91.4	91.7	91.6	△ 0.1
一般被保険者	89.7	90.7	91.4	91.7	91.6	△ 0.1
退職被保険者	99.2	0.0	-	-	-	-
滞納繰越分	18.4	19.7	19.7	20.8	21.3	0.5
一般被保険者	18.4	19.8	19.8	20.9	21.3	0.4
退職被保険者	19.0	12.2	8.2	9.7	12.3	2.6
合 計	66.5	68.5	69.8	71.1	71.3	0.2

※数値の端数処理について

各項目の数値は、単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和5年度 四街道市国民健康保険特別会計決算概要

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	4年度	5年度 (見込み)	増減額
総務費	一般管理費	継続	国民健康保険事業に係る一般事務費です。 ・日常事務に要する消耗品の購入や旅費等 ・被保険者証、高額療養費通知等の発送 ・レセプト電算処理、被保険者証作成等の委託	26,435	25,974	△ 461
	連合会負担金	継続	国保連合会へ負担金を支出することによって、国民健康保険事務を円滑に行います。	2,514	2,406	△ 108
	賦課徴税费	継続	国民健康保険税を適正に賦課・徴収するための電算処理事務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理事務及び収納業務を行います。	20,877	20,735	△ 142
	運営協議会費	継続	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療、被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。	221	265	44
	合 計			50,047	49,380	△ 667
保険給付費	一般被保険者療養給付費	継続	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和4年度：299,967件 令和5年度：287,704件	5,058,485	4,932,568	△ 125,917
	退職被保険者等療養給付費	継続	退職被保険者等が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
	療養給付費 計			5,058,485	4,932,568	△ 125,917
	一般被保険者療養費	継続	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和4年度：5,142件 令和5年度：5,226件	35,147	35,070	△ 77
	退職被保険者等療養費	継続	退職被保険者等が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
	療養費 計			35,147	35,070	△ 77
	審査支払手数料	継続	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。 【件数】 令和4年度：305,382件 令和5年度：293,077件	11,695	11,230	△ 465
手数料 計			11,695	11,230	△ 465	

	事業名	区分	事業概要	4年度	5年度 (見込み)	増減額
保険給付費	一般被保険者高額療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和4年度：13,736件 令和5年度：12,854件	748,861	743,079	△ 5,782
	退職被保険者等高額療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
	一般被保険者高額介護合算療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和4年度：21件 令和5年度：18件	447	250	△ 197
	退職被保険者等高額介護合算療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
	高額療養費等 計			749,309	743,329	△ 5,980
	一般被保険者移送費	継続	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：2件	0	154	154
	退職被保険者等移送費	継続	退職被保険者等が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
	出産育児一時金	継続	被保険者の出産に対し、出産育児一時金500,000円を支給します。 【件数】 令和4年度：48件 令和5年度：51件	19,261	24,419	5,158
	葬祭費	継続	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 【件数】 令和4年度：120件 令和5年度：95件	6,000	4,750	△ 1,250
	傷病手当金	継続	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染の疑いのある被保険者に傷病手当金を支給します。 【件数】 令和4年度：29件 令和5年度：5件	742	179	△ 563
合 計			5,880,638	5,751,699	△ 128,939	
事業費納付金	国民健康保険事業費納付金	継続	平成30年度からの国民健康保険制度改正により、千葉県が国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用と、その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）を千葉県に納付します。	2,363,615	2,478,885	115,270
	合 計			2,363,615	2,478,885	115,270

	事業名	区分	事業概要	4年度	5年度 (見込み)	増減額
共同事業 拠出金	その他共同事業	継続	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	1	1	0
	合 計			1	1	0
保健事業費	保健事業費一般	継続	医療費の適正化を図るため、パンフレット作成・医療費通知・ジュネリック医薬品差額通知や被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療のため人間ドック助成事業を行います。 【人間ドック利用助成件数】 令和4年度：884件 令和5年度：864件 【ジュネリック医薬品利用差額通知書送付件数】 令和4年度：943件 令和5年度：760件 【糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導実施件数】 令和4年度：3件 令和5年度：2件	28,366	27,098	△ 1,268
	特定健康診査等事業	継続	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 【特定健康診査対象者】 令和4年度：15,156人 令和5年度：14,075人 【受診者】 令和4年度：2,858人 令和5年度：2,807人 【受診率】 令和4年度：18.9% 令和5年度：19.9%	53,526	55,518	1,992
	合 計			81,893	82,616	723
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 令和4年度：278件 令和5年度：223件	8,179	9,326	1,147
	退職被保険者等保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
	償還金	継続	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	13,098	8,576	△ 4,522
	一般被保険者還付加算金	継続	過誤納となった一般被保険者保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 令和4年度：33件 令和5年度：36件	66	73	7
	退職被保険者等還付加算金	継続	過誤納となった退職被保険者等保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
	延滞金	継続	社会保険診療報酬支払基金等に対し、支払が遅れた場合に支払います。 【件数】 令和4年度：0件 令和5年度：0件	0	0	0
合 計			21,343	17,975	△ 3,368	
総 計			8,397,535	8,380,555	△ 16,980	

※数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和5年度四街道市国民健康保険事業計画評価

1 主な事業

(1) 適用適正化対策事業の推進

① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

※実施状況評価

国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、届け出又は、職権喪失による資格の適正管理につなげることができた。

② 居所不明被保険者の実態調査〈3月〉

各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。

※実施状況評価

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の居住状況の現況調査を実施し、住民票担当課（窓口サービス課）との連携を図り、住民登録及び国保資格の適正管理につなげることができた。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈11月〉

擬制世帯等^{*}の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

^{*}… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

※実施状況評価

調査票を発送し、被用者保険の被扶養者の対象となる可能性があることを周知し、資格の適正管理につなげることができた。

(2) 国保税収納率向上対策事業の推進

① 収納体制の整備〈通年〉

国保税過年度分の徴収業務について、総務部収税課と緊密に連携し、徴収業務の効率化を図る。

※実施状況評価

総務部収税課と緊密に連携し、効率的に過年度分と現年度分とあわせて徴収業務の強化を図った。

また、市税等収納向上対策本部を活用し、年間計画に基づいて休日納税相談、電話催告を実施し、国保税収納率の向上につなげた。

② 短期被保険者証、資格証明書の交付〈通年〉

滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。

※実施状況評価

滞納者の保険証更新時に、分割で納付している方には、収税課と連携を図り、定期的に納税相談を行い、短期被保険者証を交付した。また、納税相談の要請に応じない世帯の方には資格証明書を交付した。

③ 口座振替の原則化〈通年〉

納め忘れのない口座振替利用の積極的な勧奨を行う。また、ペイジー口座振替受付サービスを活用し、口座振替利用者の増加を図る。

※実施状況評価

市役所の窓口で口座振替の手続きが可能となるペイジー口座振替サービスを活用し、窓口対応時に口座振替利用の勧奨を行った。

(3) 医療費適正化対策事業の促進

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会と市で審査（点検）する。

※実施状況評価

被保険者資格の点検及び委託業者による内容の点検を行い、診療報酬の支払いの適正化を図った。

② 医療費通知〈1月、3月〉

医療費の内訳を被保険者に通知する。

※実施状況評価

医療費通知を年2回送付し、被保険者自身に通院日数、一部負担額などについて通知することで、医療費への関心をもってもらった。

③ ジェネリック医薬品利用の促進〈8月、2月〉

ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。

※実施状況評価

国保加入手続き時に窓口にて、ジェネリック医薬品希望カード兼保険証ケースを配布するとともに、8月と2月にはジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知し、先発医薬品より安価なジェネリック医薬品利用率の向上に努めた。

④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉

交通事故等の第三者(加害者)から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者(加害者)が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。

また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで、第三者行為の発見に繋げる。

※実施状況評価

千葉県国民健康保険団体連合会への委託等により、当市で立替えた医療費の求償を実施することで、適正な医療給付の在り方に資することができた。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。

※実施状況評価

特定健診は対象者全員に通知しており、市政だよりやホームページへの記事掲載、市施設等でのチラシの配布により特定健診の内容を広報した。個別健診は4~12月、集団健診は7、12月に実施した。

また、特定健康診査未受診者への勧奨事業として、集団健診実施時期に合わせ、6月と11月に勧奨通知を発送した。

② 短期人間ドックの助成事業〈通年〉

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の7に相当する額の助成(最大25,000円)を行う。

※実施状況評価

市政だよりや市ホームページ、検診ガイドなどで周知を行い、短期人間ドック受検の推進を行った。脳ドックの導入について、他市町村の実施状況を調査した。

③ 保健指導事業の推進〈通年〉

健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。

※実施状況評価

糖尿病性腎症の重症化予防を目的としたプログラムについて、かかりつけ医と連携し、事業を実施した。また、糖尿病と歯周病の関係性に着目した歯科への受診勧奨事業について関係機関と協議の上、次期データヘルス計画に位置付け、令和6年度より実施することとした。

④ 次期データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の策定【新規】

令和5年度をもって第2期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画が終期を迎えるため、令和6年～令和11年を計画期間とする次期計画を策定する。

※実施状況評価

計画策定にあたっては、国民健康保険運営協議会において、意見を聴取しながら検討を重ね、令和6年3月に第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定した。

(5) 普及啓発事業の推進〈通年〉【新規】

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

また、令和4年度に国保年金課窓口を設置したデジタルサイネージを活用し、特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。

※実施状況評価

市広報誌「市政だより」やホームページにより、国民健康保険の運営状況、国保制度（広域化を含む。）及び事業の周知・啓発を行った。また、デジタルサイネージを活用することにより、窓口の事務手続等の待ち時間に特定健診の受診勧奨や歯科口腔保健などの啓発を行った。

(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討

千葉県国民健康保険運営方針による千葉県標準保険料率及び国保事業費納付金等に基づき、国民健康保険税の課税方式、税率などのあり方を引き続き検討する。

※実施状況評価

令和元年度市国民健康保険運営協議会で「県の示す標準保険料率に合わせた改正を行うこと」を原則として決定され、令和2年度保険税率の改定を行った。以降、新型コロナウイルス感染症等の影響による被保険者の収入減を考慮し、国保財政調整基金の取り崩しにより保険税率を据え置いていた。

令和5年度県から示された標準保険料率と現行の保険税率を比較すると乖離しており、引き続き税率を据え置くと令和6年度国民健康保険特別会計の収支の均衡が図れないことから、県の示す標準保険料率に合わせた保険税率の改正を行った。

今後についても、「県の示す標準保険料率に合わせた改定」を原則とし、保険税率の改定をすることとする。

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(専決処分)

(軽減判定所得の改正)

改正の概要

国民健康保険税には、低所得者に対する軽減措置があり、加入世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減を受けることができます。この軽減判定所得につきましては、国が経済動向や消費者物価などを総合的に勘案し見直しており、今般の地方税法等の一部改正に伴い、市国民健康保険税条例においても定める額を変更いたしました。

改正の詳細については、物価上昇(所得水準の全体的な上昇)の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、下記のとおり基準を緩和するものとなります。

記

軽減割合	改正前	改正後
5割軽減	29万円	29万5千円
2割軽減	53万5千円	54万5千円

対象者

対象となるのは、四街道市国民健康保険の納税義務を有する方のうち、均等割額と平等割額の5割又は2割の軽減を受ける方です。

※7割の軽減を受ける方の基準額に変更はありません。

施行期日

令和6年4月1日

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（改め文）

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○四街道市国民健康保険税条例 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>○四街道市国民健康保険税条例 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。